

期日	班	資料番号
10/20	1	3

令和元年度 香取市市民事業仕分け

事業名	中小企業資金融資事業
担当部課	生活経済部商工観光課

香 取 市

事業シート（概要説明書）

予算事業名	中小企業資金融資事業	事業開始年度	S39		
上位施策事業名	商工業振興費	担当局・部名	生活経済部		
根拠法令等	香取市中小企業資金融資条例、施行規則	担当課・係名	商工観光課 商工企業誘致班		
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	作成責任者	坂本 正紀		
実施の背景	中小企業は、景気の低迷期や設備更新の際など、様々な局面で、資金繰りが厳しくなる傾向があり、また、大企業に比べ、担保・信用力に乏しく金融機関からの借入れも厳しい立場にあるため、資金確保への支援のニーズは高い。				
目的 (何のために)	千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証により市内中小企業者に対し、金融機関からの事業資金の融資を円滑にし、もって中小企業の振興に寄与することを目的とする。				
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	市内に事業所を有する中小企業・個人事業主	対象者数（全住民に対する割合） 25,904 人 (32.6 %)		
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施			
		<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：）			
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）			
	<input checked="" type="checkbox"/> 貸付（貸付先：中小企業・個人） <input type="checkbox"/> その他（）				
事業内容 (手段、手法など)	<p>事業内容</p> <p>①市内金融機関6行に対し、過去の貸出実績等を考慮し、市から貸出しの原資となる預託金140,000,000円を各行に配分している。</p> <p>②中小企業資金融資については、預託金額の10倍、中小企業従業員生活厚生資金融資は5倍、小規模事業経営資金緊急融資は3倍までを限度額として、各行融資を行っている。</p> <p>③融資限度額については、運転資金1,000万円、設備資金2,000万円となっており、融資利率は、返済期間1年以内 年2.0%～5年超10年以内 年2.8%としており、支払利子の2分の1を補助することで、実質半分の金利で事業者は融資を受けることが可能となっている。また、千葉県信用保証協会が、事業者に応じて設定する保証料率 年0.5～2.2%について全額を補助することで、さらに融資を受けやすい環境を整えている。</p> <p>④平成30年度は、中小企業の経営安定及び設備充実のため、新たに85件435,970,000円の融資を行い、中小企業の振興に寄与した。</p> <p>⑤預託金については、毎年度、年度終了後、全額金融機関から市に戻されている。</p>				
関連事業 (同一目的事業等)					
コスト	2019年度（予算）		2018年度（決算見込）	2017年度（決算）	2016年度（決算）
	事業費合計	164,582千円	162,448千円	162,216千円	164,802千円
	事業費内訳 (2018年度分)	利子補給金22,304,383円 預託金140,000,000円 中小企業預託融資運用損失補償金144,000円			
	人件費	0.35人 2,520千円	0.35人 2,520千円	0.35人 2,485千円	0.35人 2,485千円
	総事業費	167,102千円	164,968千円	164,701千円	167,287千円
財源内訳	国県支出金	国県支出金の内容			
	地方債	千円	千円	千円	千円
	その他特財	140,010千円	140,203千円	140,001千円	140,006千円
	一般財源	27,092千円	24,765千円	24,700千円	27,281千円
	財源合計	167,102千円	164,968千円	164,701千円	167,287千円

事業シート（概要説明書）							
予算事業名		中小企業資金融資事業			事業開始年度	S39	
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）		単位	2018年度	2017年度	2016年度
		融資件数		件	85/	87/	71/
		融資額		千円	435,970/	441,060/	390,990/
					/	/	/
				/	/	/	
単位当たりコスト		/	円				
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	融資を通じた中小企業・小規模事業者の持続的発展の促進					
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）		単位	2018年度	2017年度	2016年度
					/	/	/
					/	/	/
			/	/	/		
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）		市内事業者のほとんどを占める中小企業者の財政基盤を踏まえれば、資金繰り支援は優先的に実施すべき事業である。					
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）		（国）経済産業省は、日本政策金融公庫を通じ「小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）」など、各種貸付事業を実施。 （県）千葉県は、「中小企業振興資金融資制度」を実施。 （市町村）54市町村中38市町村で実施（37市中33市で実施） （民間）（参考）財政状況や取引実績 が良好な場合は、その状況に応じて、市融資制度より、金利を下げた融資するケースもある。					
特記事項							

香取市中小企業資金融資制度のご案内

◆一般事業資金・小口零細事業資金融資の対象となる方

1. 市内で同一事業を1年以上引き続き営み、市税を完納している中小企業者
2. 市内に店舗、工場、事業所を有している中小企業者

◆創業支援資金の対象となる方

1. 市税を完納し、市内において新たに事業を行うための適切かつ確実な事業計画を有すること。
2. 融資を受けようとする金額と同額以上の自己資金を有すること。

◆中小企業者とは？

- ・製造業・建設業等 資本金3億円以下又は従業員300人以下
- ・卸売業 資本金1億円以下又は従業員100人以下
- ・サービス業 資本金5千万円以下又は従業員100人以下
- ・小売業 資本金5千万円以下又は従業員50人以下
- ・医療法人等 従業員300人以下

◆融資の対象とならない業種

遊興娯楽業・風俗営業の許可を受けている飲食店、金融業、仲介業、農林漁業等

◆申請

下記の金融機関を通じて、市役所に申請してください。

千葉銀行	佐原支店、小見川支店
京葉銀行	佐原支店、小見川支店
千葉興業銀行	佐原支店
佐原信用金庫	本店営業部、本宿支店、小見川支店、笹川支店 潮来支店、多古支店
銚子信用金庫	山田支店、千漣支店
銚子商工信用組合	佐原支店、小見川支店

◆その他

1. 申請は、随時受け付けています。
2. 申請から融資が実行されるまで、1ヶ月程度の日数を要しますので適切な資金計画を立ててお早めに申請してください。

申請書類

1	中小企業資金融資申請書	1通
2	信用保証委託申込書	1通
3	信用保証依頼書	1通
4	申込人（企業）概要	1通
5	信用保証委託契約書	1通
6	信用保証委託契約附帯契約書	1通
7	個人情報取扱に関する同意書	1通
8	保証協会団信加入意思確認書	1通
9	印鑑登録証明書（原本）申請者・保証人	各1通
10	納税証明書（「未納のないことの証明」）原本 申請者・保証人 （市・県民税、固定資産税・都市計画税の滞納がないこと）	各1通
11	誓約書 （香取市中小企業資金融資条例第3条第3項に規定する要件確認としての誓約書）	1通
12	申告書の写し 【法人の場合】 確定申告書（事業税・市民税） 同時に決算報告書の写しを添付のこと。 ※決算期より6ヶ月を経過した場合は、残高試算表が必要 普段作成していない場合でも、申請のため作成が必要となります。 （なお、前回までの利用時に提出済の申請書等は、提出不要） 【個人の場合】 所得税申告書 確定申告書及び決算書 3年分 住民税申告書 市・県民税申告書 ※申告書決算日（12月31日）より6ヶ月を経過した場合は、月別の 仕入、売上表が必要となります。 （なお、前回までの利用時に提出済の申請書等は、提出不要）	
13	法人の場合は、登記事項証明書（原本）及び定款写し	各1通
14	許可書を要する事業は許可書の写し	1通
15	建設業種の場合 ⇒ 工事受注明細書 許認可不要の軽微な建設工事業者 宣誓書 1通	1通
16	飲食業の場合 ⇒ 宣誓書	1通
17	設備の場合 ⇒ 見積書の写し・カタログ・平面図・配置図、建築資金の場合 は、建築確認申請書の写し、契約書の写し 各1通	各1通

*状況に応じほかの書類が必要となる場合があります。

◆問い合わせ

香取市生活経済部商工観光課

☎50-1212

香 取 市 中 小 企 業 資 金 融 資 一 覧

平成31年4月1日現在

資金名	資金使 途	融資限度額	融資期間 (据置期間)	融資利率	市利子補給率等	保証協会保証料	返済方法	備 考
一般事業資金	運転資金	1,000万円	5年以内	1年以内 年2.00%		年0.45～1.9%		◇事業資金 融資に係る事業資金は、市内の 店舗、工場、営業所等に要する ものであること。 ◇連帯保証人・・・不要 ※保証協会の取扱いによる
	設備資金	2,000万円	10年以内 (1年以内)					
創業支援資金	運転資金	1,000万円	5年以内	1年超3年以内 年2.40%	支払利子の 2分の1及び 保証協会保証料		割賦又は 一括返済	
	設備資金	1,000万円	7年以内	3年超5年以内 年2.60%				
小口零細企業事業資金	運転資金	500万円	5年以内	5年超10年以内 年2.80%		年0.5～2.2%		
	設備資金	500万円	10年以内					

◆上記融資は、千葉県信用保証協会の保証付きとなります。 ◆保証料は、中小企業者の経営状況などにより決定されます。

資金名	資金使 途	融資限度額	融資期間	融資利率	市利子補給率	返済方法	備 考
従業員生活 厚生資金	中小企業従業員の生活の安定、厚生のために必要な資金	①一般生活資金	3年以内	1年以内 年2.00%	支払利子の 2分の1が限度	割賦又は 一括返済	◇連帯保証人 申請者が従事する中小企業者
		・1年以上勤続者					
		・2年以上勤続者	5年以内	3年超5年以内 年2.60%			
小規模事業 経営資金 緊急融資	経営に困難を来した小規模事業者の運転資金	②結婚資金	5年以内	年2.40%	支払利子の 2分の1が限度	割賦又は 一括返済	◇連帯保証人 ・市内に1年以上居住している者 ・独立して生計を営む者 ・市税を完納した者 ・保証能力があるもの ・人数 個人 1人以上 法人 当該法人の代表者 を含め2人以上
		・2年以上勤続者	2年以内				
		③住宅関係資金	5年以内				

香取市中小企業融資のご案内

この制度は、中小企業信用保険法及び千葉県信用保証協会の信用保証に基づき、市内中小企業の事業用資金の融資を円滑にし、事業者の健全な経営発展を図るためのものです。

◆一般事業資金・小口零細事業資金融資の対象となる方

- ①市内で同一事業を1年以上引き続き営み、市税を完納している中小企業者
- ②市内に店舗、工場、事業所を有している中小企業者

◆創業支援資金の対象となる方

- ①市税を完納し、市内において新たに事業を行うための適切かつ確実な事業計画を有する。
- ②融資を受けようとする金額と同額以上の自己資金を有する。

◆中小企業者の範囲

中小企業信用保険法に従い、下記に該当する法人または個人になります。

業種	資本金または出資金	従業員数（常時）
製造業・建設業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
医療法人等	—	300人以下

※特定非営利活動法人（NPO法人）は、上記業種ごとの従業員数を参照ください。

◆融資の対象とならない業種

遊興娯楽業・風俗営業の許可を受けている飲食店、金融業、仲介業、農林漁業等
その他保証協会が不相当と認める業種

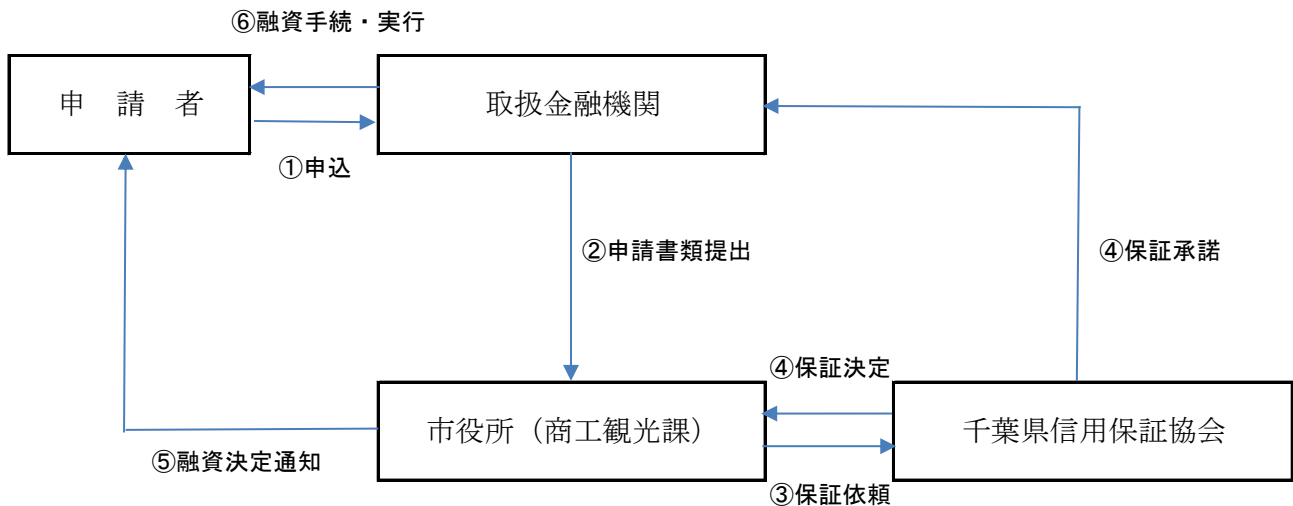
◆申請

本融資を取り扱う金融機関は次のとおりです。

融資を申請する場合は、金融機関を通じて、市役所に申請してください。

金融機関	支店名
千葉銀行	佐原支店・小見川支店
京葉銀行	佐原支店・小見川支店
千葉興業銀行	佐原支店
佐原信用金庫	本店営業部・本宿支店・小見川支店・潮来支店・笹川支店・多古支店
銚子信用金庫	山田支店・干潟支店
銚子商工信用組合	佐原支店・小見川支店

～ 申請から融資実行までの流れ ～



- ①申請者は、取扱金融機関へ融資の申し込みをします。
- ②申請者と取扱金融機関が申請書類を作成し、市へ提出します。
- ③市は提出された書類の確認をし、信用保証協会へ信用保証を依頼します。
- ④信用保証協会は保証の最終決定を行い、決定内容を保証決定通知書（保証協会→市）保証承諾書（保証協会→取扱金融機関）にてそれぞれ通知します。
- ⑤市は融資の決定を行い、申請者に通知します。
- ⑥取扱金融機関は申請者に融資手続を行い、融資を続行します。

※申請は随時受け付けています。

※申請から融資が実行されるまで、1ヶ月程度の日数を要しますので、適切な資金計画を立ててお早めに申請してください。

◆利子補給等について

*利子補給金

この融資制度を利用し、取扱金融機関から事業資金の貸付を受けた場合には、融資利率の2分の1を限度として利子補給を行っています。
毎年1月1日から12月31日までにお支払いされた利子が対象となります。

*保証料補助

保証協会の保証料を全額助成しています。

ただし、税の滞納、支払いを延滞、期間延長や支払額の減額等の条件変更など要件に該当しなくなった場合は、利子補給等の対象となりません。

◆申請書類

1	中小企業資金融資申請書	1 通	
2	信用保証委託申込書	1 通	
3	信用保証依頼書	1 通	
4	申込人（企業）概要	1 通	
5	信用保証委託契約書	1 通	
6	信用保証委託契約附帯契約書	1 通	
7	個人情報取扱いに関する同意書	1 通	
8	保証協会団信加入意思確認書	1 通	
9	印鑑登録証明書（原本）申請者・保証人	各1通	
10	納税証明書（「未納のないことの証明」）原本 申請者・保証人 （市・県民税、固定資産税・都市計画税の滞納がないこと）	各1通	
11	誓約書 （香取市中小企業資金融資条例第3条第3項に規定する要件確認としての誓約書）	各1通	
12	申告書の写し	【法人の場合】 確定申告書（事業税・市民税） 同時に決算報告書の写しを添付のこと。 ※決算期より 6ヶ月 を経過した場合は、 残高試算表 が必要 普段作成していない場合でも、申請のため作成が必要となります。 （なお、前回までの利用時に提出済の申請書等は、提出不要）	3期分
		【個人の場合】 所得税申告者 確定申告書及び決算書 住民税申告者 市・県民税申告書 ※申告書決算日（12月31日）より 6ヶ月 を経過した場合は 月別の仕入、売上表 が必要となります。 （なお、前回までの利用時に提出済の申請書等は、提出不要）	3年分
13	法人の場合は、登記事項証明書（原本）及び定款写し	各1通	
14	許可書を要する事業は許可書の写し	1 通	
15	建設業種の場合 ⇒ 工事受注明細書	1 通	
	許認可不要の軽微な建設工事業者 宣誓書	1 通	
16	飲食業の場合 ⇒ 宣誓書	1 通	
17	設備の場合 ⇒ 見積書の写し・カタログ・平面図・配置図、 建築資金の場合は、建築確認申請書の写し、契約書の写し	各1通	

*状況に応じほかの書類が必要となる場合があります。

◆利用にあたっての注意事項

- ❖ 融資の資金は市内で行う事業に要する経費に充てることから、運転資金、設備資金ともに市内の店舗、工場、営業所等に要するものに限ります。
- ❖ 市が、資金使途や融資対象について不相当と判断した場合は、申し込みをお断りする場合があります。
- ❖ 申請から融資が実行されるまで1ヶ月程度の日数を要しますので、適切な資金計画を立てて早めに申請してください。
- ❖ 特定非営利活動法人（NPO法人）については、小口零細企業保証制度の対象外となります。
- ❖ 保証人については、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。
- ❖ 設備資金で車両を購入する場合は、原則、営業用ナンバーを取得するものや重機等の明らかに事業用車両と判断できるものに限ります。

香取市 生活経済部 商工観光課

☎287-8501 香取市佐原口2127番地

電話 0478-50-1212

FAX 0478-54-2855